

戸籍証明書等交付申請書

4

Family registration certificate application form

(申請先) 新座市長

申請年月日 令和 年 月 日

1 何を何通必要ですか ※新座市は、平成14年9月末に戸籍が電算化されました

1 戸籍	全部事項証明書 (戸籍謄本) 通	7 記載事項証明書 (婚姻・離婚・出生・死亡) 通
	個人事項証明書 (戸籍抄本) 通	Marriage・Divorce・Birth・Death
2 除籍	全部事項証明書 (電算化以後の除籍) 通	8 受理証明書 (婚姻・離婚・出生・死亡) 通
	個人事項証明書 (電算化以後の除籍) 通	Marriage・Divorce・Birth・Death
3 除籍	謄本 (電算化以前の除籍) 通	9 戸籍・除籍の附票 (一部・全部) 通
	抄本 (電算化以前の除籍) 通	記載内容に○をつけてください
4 改製	原戸籍謄本 (昭和・平成) 通	【戸籍の表示・在外選挙人の登録】
	原戸籍抄本 (昭和・平成) 通	10 身分証明書 通
5 一部事項証明書 (戸籍・除籍) 件		11 その他 () 通
6 記載事項証明書 (戸籍・除籍) 件		※受理証明書等届出日 平成・令和 年 月 日

2 必要な戸籍等の表示

本籍地	新座市	丁目	番・番地
筆頭者	フリガナ	生年月日 Date of Birth	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生
個人事項証明書等は その人の名前	フリガナ	生年月日 Date of Birth	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生

(注)
4 3 2 1
戸籍証明は、本籍地が新座市の方に限られます。
請求には本人確認資料が必要で、社印を押印していただきます。
請求者の場合は、社印を裏面に記載されています。

3 請求者

住所 Address 方書 (マンション名等)	フリガナ	電話 Tel
氏名 Name	フリガナ	生年月日 Date of Birth 大・昭・平・令・西暦 年 月 日生
戸籍に記載されている方2と請求者3との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 直系尊属 (父母又は祖父母)	<input type="checkbox"/> 配偶者 (夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系卑属 (子又は孫)
請求者が上記に該当しない場合又は公的年金、児童扶養手当の申請に必要な場合には、請求の理由を詳細に記載してください。		
請求理由 (使いみち・提出先)	<input type="checkbox"/> 公的年金請求 (提出先)	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当申請 (子の氏名 生年月日)	
	<input type="checkbox"/> その他 []	

4 窓口に来た方(3の請求者と同じ場合は記入不要です)

住所 Address 方書 (マンション名等)	フリガナ	電話 Tel	3の請求者との関係
氏名 Name	フリガナ	生年月日 Date of Birth 大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	

処	通		ナン		受		作		交	
理	数	通	バー		付		成		付	

1点 免 (経歴)・パ・個カ・住カ・障・在カ・特永 確認

2点 保・年・学・他 ()・口 確認

請求に当たっての注意事項

1 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国又は地方公共団体の機関名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5 本人確認資料について

運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード等の証明書による「本人確認」が法律上のルールになりました。

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人又は使者である場合には、代理権限又は使者の権限を証明する書類が必要です。

7 罰則

偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でお尋ねください。